

2026年2月20日

株主各位

会社名 株式会社サハダイヤモンド・ツーリスト
代表者名 代表取締役社長 中村光延
FAX 03-5846-9261
メール ir@sakha.co.jp

【重要なお知らせ】 民事訴訟の進捗に関するご報告

事件番号：令和6年（ワ）第28207号 損害賠償等請求事件

株主の皆様へ

平素より当社株式を保有いただき、誠にありがとうございます。

この度の不正行為により、株主の皆様にご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、深くお詫び申し上げます。

当社は、株主の皆様の権利を守り、信頼を回復するため、民事訴訟を通じて 事実関係を明らかにし、責任を追及してまいります。

以下、訴訟の経緯および当社の主張についてご報告いたします。

1. 訴訟の現状

当社は、令和6年（ワ）第28207号損害賠償等請求事件として、東京地方裁判所に民事訴訟を提起しております。

本訴訟は現在継続中です。

これまで訴訟に関する詳細な情報開示を控えてまいりましたのは、訴訟進行中の情報開示が相手方に利用され、訴訟戦略上不利になる可能性があったためです。

しかしながら、訴訟の進展に伴い、株主の皆様にご理解いただくことが重要と判断し、ここに当社の主張する事実経緯をご説明いたします。

2. 本件の本質

本訴訟の核心は、定款にない株式募集と架空株取引です。

経費精算の問題ではありません。

本件は、住所不明により通常の方法では送達ができず、公示送達となった人物（阪中彰夫氏）が首謀者となり、当社経営内部に侵入し、組織的な不正行為を実行した事案です。

本件の中核となる不正行為

不正行為	内容
① 定款違反の株式募集	株主総会決議なし・取締役会決議なし・定款記載なし
② 架空株式の売買	実体のない株式を株主に販売し金銭を詐取
③ 住所不明と判明した首謀者	阪中氏は後に住所不明と判明・傀儡を配置
④ 金銭取得	株主→当社口座→被告口座送金（当社決算期の正規会計処理時エビデンスなし）

被告の「経費」主張について

被告は訴訟において「経費精算である」と主張しておりますが、これは上記の不正行為から目を逸らさせるための論点のすり替えです。

本件の本質は、定款違反の株式募集・架空株取引という違法行為であり、経費の適否とは全く次元の異なる問題です。

3. 当社の経緯

第一次被害（2012年6月～2016年11月）

当社は中国人経営者関連グループによる被害を受け、2016年11月に上場廃止となりました。同グループは当社の救済を装いながら、実際には当社資産を篡奪しました。

なお、第一次被害に関する訴訟について当社は2020年当初、中国人経営者関連グループに対する訴訟を提起いたしました。しかしながら、パンデミックの影響および海外における訴訟手続きの特殊性により、訴状の送達が不能となり、現在、当該訴訟は保留状態となっております。

再建への道（2016年11月～2020年）

上場廃止後、株主有志が当社を存続させるため多額の投資を行い、再上場を模索してまいりました。

しかし、以下の要因により事業環境が悪化：

新型コロナウイルス感染症

- ・ パンデミックによる事業活動の制約

ロシア・ウクライナ情勢による壊滅的打撃

- ・ ロシアが敵国指定され、ロシア産ダイヤモンドの輸出入禁止
- ・ 世界的な不買運動により販売ルート遮断
- ・ 2022年9月7日楽天市場店強制退店（売上90%喪失）
- ・ ダイヤモンド事業からの転換が必須に

筆頭株主の事情

- ・ 全焼した寺院の再建に注力せざるを得ない状況

第二次被害（2020年以降：阪中グループ）

この危機的状況に乗じて、阪中氏が「当社を再建し、再上場させる」として接近し、組織的な不正行為を実行しました。

4. 訴訟提起に至った経緯

阪中氏の接近

阪中氏は、当社が上場廃止となった2016年以降も、断続的に当社に接近しておりました。

本格的に経営への関与を強めたのは2020年以降、当社がダイヤモンド事業からの転換を迫られた危機的状況においてでした。

当初は同氏を正常な事業者として対応しておりましたが、後の訴訟で住所不明であったことが判明し、長期的・計画的に当社への侵入を図っていた可能性が示唆されます。

被害の概要

① 虚偽の再上場提案

- ・ 阪中氏が資金調達を行い、筆頭株主になる契約を締結
- ・ 阪中氏は株主有志に対して、再上場費用としての代金を要求

② 資金調達の不履行

- ・ 阪中氏は着金を延々と引き延ばし
- ・ 阪中グループは資金調達を一切行わず
- ・ 実際に資金調達していたのは株主有志
- ・ 株主有志の個人資金・調達資金を篡奪

③ 定款違反の株式募集と架空株取引

本裁判における当社主張の核心：

- ・ 定款にない株式買い増し募集（株主総会・取締役会決議なし）について、当該代表取締役はじめ被告以外の取締役との間では、そのような計画がある旨の会議は実施されておらず、取締役会議事録も存在しない
- ・ 架空株式の売買（実体のない株式を販売）

****本件の本質は：****

- 定款にない違法な株式募集を行ったこと
- 架空株を販売して株主から金銭を詐取したこと
- 住所不明の人物が背後で指揮していたこと

本件において重要なのは、被告グループの行動における一貫したパターンです。

****株式募集において：****

- 株主総会決議を経ていない
- 取締役会決議を経ていない
- 定款に記載がない

****経費主張において：****

- 決算時、経費明細の原本もコピーも提出されていない
- 正規の申請手続きがない
- 原本なし

いずれも、正当な手続きを踏んでいない同一の手法が本件の本質です。

裁判の経緯に関しては、民事裁判の記録に全て記録されております。

事件番号:令和6年(ワ)第28207号 損害賠償等請求事件

東京地方裁判所

おわりに

株主の皆様には、重ねて多大なるご迷惑をおかけしておりますことをお詫び申し上げます。

当社は、株主の皆様の信頼回復に向け、誠心誠意努力してまいり所存でございます。

今後とも、何卒よろしくお願い申し上げます。

以上